

宇城市最低制限価格制度の算定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇城市が競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象となる工事は、価格競争入札方式による指名競争入札及び一般競争入札に付する建設工事とする。

(最低制限価格の算定)

第3条 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額（以下「最低制限基準価格」という。）に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した価格（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、最低制限基準価格が予定価格（消費税及び地方消費税を抜く。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 設計金額の直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）

(2) 設計金額の共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

(3) 設計金額の現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

(4) 設計金額の一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）

2 前項の無作為（ランダム）係数は、電子計算組織により無作為に算出される1.00000から1.01000までの数値（小数点以下第5位まで）とする。

(最低制限価格の公表時期)

第4条 前条の規定により算出した最低制限価格は、落札者の決定後速やかに公表する。

(最低制限価格の公表方法)

第5条 公表の方法は、総務部契約検査課において閲覧方式及びインターネットを利用した閲覧に供する方法により公表する。

(最低制限価格制度の対象外)

第6条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成27年1月20日から施行し、同日以後に行う開札について適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。